

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-81 尾灯</p> <p>7-81-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、尾灯を後面に 1 個備えればよい。（保安基準第 37 条第 1 項）</p> <p>7-81-2 性能要件</p> <p>7-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 1 項関係、細目告示第 128 条第 1 項関係）</p> <p>① 尾灯は、夜間にその後方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 5W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向 45° の平面（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては内側方向 20° の平面）及び尾灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 80° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる尾灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 128 条第 2 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を</p>	<p>8-81 尾灯</p> <p>8-81-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、尾灯を後面に 1 個備えればよい。（保安基準第 37 条第 1 項）</p> <p>8-81-2 性能要件</p> <p>8-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 37 条第 2 項関係、細目告示第 206 条第 1 項関係）</p> <p>① 尾灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 尾灯の灯光の色は、赤色であること。</p> <p>③ 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 尾灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 206 条第 2 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>受けた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>7-81-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>7-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係) この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係)</p> <p>① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 尾灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 尾灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑩ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑦の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p>	<p>8-81-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>8-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係) この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第206条第3項関係)</p> <p>① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。 ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあつては、この限りでない。</p> <p>④ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ 尾灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑥ 尾灯の直射光又は反射光は、当該尾灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑦ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑪ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-81-2-1 (1) (大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)) にあっては、7-81-2-1 (1) ③に係る部分を除く。) に掲げる性能(尾灯のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合) にあっては、7-81-2-1 (1) ③の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5° 」とし、「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの後部に取付けられている側方灯が 7-81-2-1 (1) ③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-81-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とする。) を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-81-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1) の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。</p> <p>この場合において、尾灯のH面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた尾灯に係る 7-81-2-1 (1) ③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15° 」とあるのは「上方 5° 」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に後方に表示するための灯火が備えられていないこと。</p> <p>イ 自動車の後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであること。</p> <p>ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2,100mm 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ 後面の両側上部に尾灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(3) 次に掲げる尾灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 128 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた</p>	<p>⑧ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-81-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 尾灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 206 条第 4 項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>特定共通構造部に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p>	<p>8-81-4 適用関係の整理 7-81-4の規定を適用する。</p>
<p>7-81-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、7-81-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第2項第2号関係）</p> <p>(2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、7-81-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係）</p> <p>(3) 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、7-81-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係）</p> <p>(4) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-81-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係）</p> <p>(5) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-81-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第3項第6号関係）</p> <p>(6) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-81-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係）</p> <p>(7) 次に掲げる二輪自動車については、7-81-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第37条第16項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-81-5 従前規定の適用① 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第37条第2項第2号関係）</p> <p>7-81-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-81-5-2 性能要件</p> <p>7-81-5-2-2 視認等による審査 7-81-8-2-2に同じ。</p> <p>7-81-5-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>7-81-5-3 取付要件 7-81-6-3に同じ。</p> <p>7-81-6 従前規定の適用② 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係）</p> <p>7-81-6-1 装備要件 自動車（最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の後面には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>7-81-6-2 性能要件</p> <p>7-81-6-2-1 視認等による審査 7-81-8-2-1に同じ。</p> <p>7-81-6-2-2 テスタ等による審査 9-11の規定による。</p> <p>7-81-6-3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、7-81-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

④ 照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、③の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-81-7 従前規定の適用③

昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係)

7-81-7-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅2m未満の自動車(旅客自動車運送事業用自動車を除く。)には、尾灯を後面に1個備えればよい。

7-81-7-2 性能要件

7-81-7-2-1 視認等による審査

7-81-8-2-1に同じ。

7-81-7-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-81-7-3 取付要件

(1) 尾灯は、7-81-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

この場合において、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える尾灯にあっては、自動車の幅の50%以上の間隔を有するものであること。

⑤ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

⑥ 7-81-7-1のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、④及び⑤の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-81-8 従前規定の適用④

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係)

7-81-8-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。

7-81-8-2 性能要件

7-81-8-2-1 視認等による審査

(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 尾灯は、夜間にその後方150mの距離から点灯を確認できるものであること。

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 光源が5W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-81-8-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-81-8-3 取付要件

(1) 尾灯は、7-81-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

この場合において、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

⑤ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

⑥ 7-81-8-1のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、④及び⑤の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-81-9 従前規定の適用⑤

平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第6号関係)

7-81-9-1 装備要件

7-81-10-1に同じ。

7-81-9-2 性能要件

7-81-9-2-1 視認等による審査

7-81-10-2-1に同じ。

7-81-9-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-81-9-3 取付要件

(1) 尾灯は、7-81-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

⑤ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

⑥ 7-81-9-1のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、④及び⑤の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するもの

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

とする。

7-81-10 従前規定の適用⑥

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係)

7-81-10-1 装備要件

自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。

7-81-10-2 性能要件**7-81-10-2-1 視認等による審査**

(1) 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

① 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであること。

② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。

この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

ア 光源が5W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの

イ 指定自動車等に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯

ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの

エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの

③ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものは、(1)の基準に適合しないものとする。

7-81-10-2-2 テスタ等による審査

9-11の規定による。

7-81-10-3 取付要件

(1) 尾灯は、7-81-10-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

① 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。

④ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。

⑤ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、後面が左右対称でない自動車に備える尾灯にあっては、この限りでない。

⑥ 7-81-10-1のただし書の自動車に備えられている尾灯のうち、照明部を2つ以上有するものであって、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」により1個の尾灯として見なされるものについては、④及び⑤の「後面の両側に備える尾灯」とされないものとする。

(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。

7-81-11 従前規定の適用⑦

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第16項関係)

① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車

② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)

7-81-11-1 装備要件

自動車の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

ただし、二輪自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。

7-81-11-2 性能要件**7-81-11-2-1 視認等による審査**

7-81-2-1に同じ。

7-81-11-2-2 テスタ等による審査

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

9-11の規定による。

7-81-11-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 7-81-3 (1) ①に同じ。
- ② 二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
- ③ 7-81-3 (1) ⑤に同じ。
- ④ 7-81-3 (1) ⑦に同じ。
- ⑤ 7-81-3 (1) ⑧に同じ。
- ⑥ 7-81-3 (1) ⑨に同じ。
- ⑦ 7-81-3 (1) ⑩に同じ。

(2) 7-81-3 (3) に同じ。